寿司を彩る　高岡クラフト・旅のおもてなし補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、富山県が展開するブランディングプロジェクト「寿司といえば、富山」と連動し、市内飲食店において伝統工芸技術等を活用した食器等の導入を支援することにより、本市ならではの寿司の楽しみ方の提案及び伝統工芸技術を活用した食文化の発信を促進するため、高岡市補助金等交付規則（平成17年高岡市規則第32号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　飲食店　食品衛生法（昭和22年法律第233号）その他関係法令に基づき必要な許認可等を受け、飲食物を提供する営業を行う店舗をいう。

(2)　寿司店　寿司を主たる料理として提供する飲食店をいい、寿司の提供状況、店舗の業態、営業実態その他の事情を総合的に勘案し、市長が判断するものとする。

(3)　食器等　飲食物の提供又は飲食に直接若しくは付随して使用する器具、容器その他市長が認めるものをいう。

（補助対象事業）

第３条　補助金の交付の対象とする事業（以下「補助対象事業」という。）は、高岡市内に住所を有する飲食店において、伝統工芸技術等を活用した食器等を、飲食物の提供又は飲食に実際に使用するために導入する事業をいう。

（補助対象者）

第４条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、高岡市内に住所を有する飲食店を経営する者とする。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付の対象としない。

(1)　市税を滞納している者

(2)　高岡市暴力団排除条例（平成24年条例第12号）第２条第２号に規定する暴力団員又は同条例第６条に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(3)　法令等に基づく必要な許認可等を受けることなく事業を行う者

(4)　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条に規定する営業を行う者

(5)　特定の宗教活動又は政治活動を目的としている者

(6)　補助金による物品の取得が、転売を目的としている者

（補助対象となる食器等）

第５条　補助金の交付の対象となる食器等は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1)　高岡の伝統技術・技法等を活用し、寿司の提供を前提として開発された商品

(2)　第５条第１号以外の食器等であって、別表に定める審査基準に適合すると市長が認めるもの。ただし、使い捨て又は持帰りを前提とする食器等を除く。

（補助対象経費、補助金の額等）

第６条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、新規に食器等の購入に要する経費とし、次に掲げる経費を除く。

(1)　消費税及び地方消費税相当額

(2)　送料

(3)　展示、設置及び運営に要する経費

(4)　代金の支払に係る振込手数料

(5)　同一事業において、国、地方公共団体その他の団体から補助金等の交付を受けている又は受けようとしている場合の当該交付の対象となる経費

２　補助金の額は、次の各号に掲げる場合に応じて、それぞれ定める補助率を乗じて得た額とする。この場合において、千円未満の端数が生じた場合は、その額を切り捨てる。

(1)　飲食店を営む事業者が、第５条第１号の商品を１点以上含む食器等（第５条第１号の商品以外は、第５条第２号の食器等に限る。）を購入する場合　補助対象経費の２分の１

(2)　前号に該当しない寿司店を営む事業者が、第５条第２号の食器等を購入する場合　補助対象経費の３分の１

３　補助限度額は、10万円とする。

（補助金の交付申請）

第７条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、食器等を購入する前に、寿司を彩る　高岡クラフト・旅のおもてなし補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1)　購入計画書（様式第２号）

(2)　伝統工芸品該当性申請書（様式第３号）

(3)　飲食店の営業許可を証明する書類（食品衛生法営業許可の証の写し）

(4)　購入する商品の見積書の写し

(5)　購入する商品の写真又はパンフレット

(6)　その他市長が必要と認める書類

２　前項第２号の書類の提出は、第５条第２号に定める食器等を購入する場合に限る。

３　申請時に第１項第３号の営業許可を受けていない場合、当該書類は、第14条に規定する実績報告の提出と併せて提出することができる。

（補助金の交付決定）

第８条　市長は、前条第１項の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内において補助金の交付決定をするものとする。

２　補助金の交付は、原則として１つの店舗につき１回限りとする。

（決定の通知）

第９条　市長は前条の審査結果を、寿司を彩る　高岡クラフト・旅のおもてなし補助金交付決定通知書（様式第４号）又は不交付決定通知書（様式第５号）により申請

者に通知するものとする。

（変更等の承認申請）

第10条　補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付の決定を受けた後において、補助対象事業の内容若しくは予算の変更又は補助対象事業の中止若しくは廃止をしようとするときは、寿司を彩る　高岡クラフト・旅のおもてなし補助金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第６号）を市長に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、市長が当該変更を軽微な変更と認めるときは、この限りでない。

（軽微な変更）

第11条　前条ただし書に規定する軽微な変更は、補助対象事業の目的及び内容に変更を生じないものであって、事業費の変更が20パーセント未満であるものとする。ただし、補助対象となる食器等の種類又は審査結果に影響を及ぼす変更は、この限りでない。

（変更後の交付決定）

第12条　市長は、第10条の規定により変更、中止又は廃止の申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、寿司を彩る　高岡クラフト・旅のおもてなし補助金変更（中止・廃止）通知書（様式第７号）により通知するものとする。

（補助事業者の義務）

第13条　補助事業者は、補助金により購入した食器等を実際に使用するとともに、当該食器等の活用状況について、店舗内の掲示、ホームページへの掲載その他の方法により、来店者等へ周知しなければならない。

（実績報告）

第14条　補助事業者は、補助対象事業が完了した日から起算して30日以内又は当該年度の２月26日のいずれか早い日までに、寿司を彩る　高岡クラフト・旅のおもてなし補助金実績報告書（様式第８号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1)　購入報告書（様式第９号）

(2)　経費の内容及び支払を証する書類（請求書及び領収書等）の写し

(3)　事業実施の成果物の写真（実際に使用している写真等）

(4)　周知を行っていることがわかる写真又は該当するページ等を印刷したもの

(5)　その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第15条　市長は、前条の実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付額を確定し、寿司を彩る　高岡クラフト・旅のおもてなし補助金確定通知書（様式第10号）により通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第16条　前条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、寿司を彩る　高岡クラフト・旅のおもてなし補助金請求書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第17条　市長は、前条の規定により請求書の提出を受けた場合において、これを審査し、適当であると認めるときは、当該請求書を受けた日から起算して30日以内に補助事業者に当該請求額を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し等）

第18条　市長は、規則第17条に基づき、補助対象事業に係る補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

２　市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

３　前２項の規定は、第15条の規定による補助金の確定があった後においても適用する。

（書類の整備等）

第19条　補助事業者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、当該補助対象事業の完了した日の属する会計年度の翌年度の初日から起算して５年間これを保管しなければならない。

（報告、検査及び指示）

第20条　市長は、補助対象事業により購入した商品の適切な利用の把握、補助事業の成果の検証等のため必要があると認めるときは、補助事業者に対し質問をし、報告を求め、若しくは補助対象事業の施行上必要な指示をし、又は前条の帳簿その他関係書類について検査をすることができる。

（補助金の流用の禁止）

第21条　補助事業者は、交付を受けた補助金を他の用途に流用してはならない。

（補則）

第22条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和８年 11 月４日から施行する。

（要綱の失効）

２　この要綱は、令和９年３月 31 日限り、その効力を失う。

３　前項の規定にかかわらず、この要綱の失効前に補助金の交付決定を受けた者にかかる規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表(第５条関係)

<table>
<tr><td>基準※</td><td>内容</td></tr>
<tr><td>基準1</td><td>伝統的工芸品「高岡銅器」「高岡漆器」「越中福岡の菅笠」に関わる素材、技術等が活かされた工芸都市高岡の魅力発信に寄与する製品であること。</td></tr>
<tr><td>基準2</td><td>・主として工芸素材以外のプラスチック（合成樹脂）等の化学製品を用いたものでないこと。
・建築と一体となる建築材料でないこと。
・店舗において不特定多数に使用されるものであること。</td></tr>
<tr><td>基準3</td><td>次の各項目について、該当する項目の点数の合計が、８点以上であること。
<table>
<tr><th>項目・配点</th><th>基準等</th></tr>
<tr><td>(1) 工芸素材(ただし、右欄に掲げる項目のうち２点を上限とする。)</td><td>・天然素材を用いたもの（１点）
・金属全般、漆及びその代替品、菅を用いたもの（２点）</td></tr>
<tr><td>(2) 工芸技術・技法（ただし、右欄に掲げる項目のうち２点を上限とする。）</td><td>・金工、漆工、菅細工で用いられる技術、技法を施したもの（１点）
・うち、国の伝統的工芸品としての金工、漆工、菅細工の技術により作成されたもの(２点)</td></tr>
<tr><td>(3) 製造地(ただし、右欄に掲げる項目のうち２点を上限とする。)</td><td>・製造過程の一部を市内で行ったもの（１点）
・全ての製造過程を市内で行ったもの（２点）</td></tr>
<tr><td>(4) 企画開発地（２点）</td><td>・市内で企画・開発されたもの（２点）</td></tr>
<tr><td>(5) 対象商品の種類（ただし、右欄に掲げる項目のうち２点を上限とする。）</td><td>・テーブルウエア（２点）
・室内装飾品（１点）</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

※基準１から３までをいずれも満たすこと。

様式第１号（第７条関係）

年　　月　　日

高岡市長　　あて

申請者住所

氏名又は名称及び代表者氏名

寿司を彩る　高岡クラフト・旅のおもてなし補助金交付申請書

寿司を彩る　高岡クラフト・旅のおもてなし補助金の交付を受けたいので、寿司を彩る　高岡クラフト・旅のおもてなし補助金交付要綱第７条の規定により、次のとおり申請します。

補助金申請額 （千円未満切捨て）	金　　円
補助対象区分	どちらかにチェックしてください（例 ☑） ☐ 第５条第１号の食器等を１点以上含む食器等を購入予定 ☐ 第５条第１号の食器等を含まない食器等を購入予定※ ※申請者は、寿司店を営む事業者に限ります。
事業完了予定日	年　　月　　日
税情報の確認に 関する同意	どちらかにチェックしてください（例 ☑） 私は、補助金の交付に必要となる条件の確認のため、高岡市が保有する私（申請者）の税務情報を貴職が確認することに ☐ 同意します。　☐ 同意しません。 ※同意しない場合は、申請時に市税に滞納がないことを証する書類を添付ください。

添付書類

(1)　購入計画書（様式第２号）
(2)　伝統工芸品該当性申請書（様式第３号）
(3)　飲食店の営業許可を証明する書類（食品衛生法営業許可の証の写し）
(4)　購入する商品の見積書の写し
(5)　商品の写真又はパンフレット
(6)　その他

様式第２号（第７条関係）

購入計画書

申請者の概要		店舗の概要 （申請者と異なる場合に記入）
名称		
代表者名		
住所		
電話番号		
メールアドレス		
営業時間		
定休日		
担当者名		

（誓約書）

寿司を彩る　高岡クラフト・旅のおもてなし補助金交付申請に当たり、下記事項を遵守することについて誓約します。

☐ 寿司を彩る　高岡クラフト･旅のおもてなし補助金交付要綱第４条に定義する補助対象者であること。

☐ 活用事例として、市のホームページ等で紹介されることがあることについて同意すること。

☐ 当該補助金により購入した商品を転売しないこと（オークションサイト等での出品を含む。）。

☐ 同一の事業により、国、地方公共団体その他の団体から補助金等の交付を受けていない又は受けないこと。

○ 購入する製品の概要

製品名	設置場所	税抜 単価 （円）	個数	税抜 合計金額 （円）

購入合計金額　＿＿＿＿＿＿円（税抜）

様式第３号（第７条関係）

伝統工芸品該当性申請書

購入予定の製品について、該当するものに☑してください。一度に複数の製品を申請する場合は、本様式を製品ごとに複写して使用してください。

製品名	
製造者名	
製造者住所	
工芸素材	□天然素材を用いている。 【原材料】 □ 金属　□ 漆　□ 菅　□ その他（　　）
工芸技術・技法	□ 本市に伝わる伝統的な技術・技法を用いて製造されている。 【技術・技法の名称】 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 【使用箇所・製造工程等】 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
製造地	□ 全て高岡市内 □ 一部高岡市内 □ 高岡市外 □ 不明
企画開発地	□ 高岡市内 □ 高岡市外 □ 不明

様式第４号（第９条関係）

高岡市指令　　第　　号

住所

氏名　　様

寿司を彩る　高岡クラフト・旅のおもてなし補助金交付決定通知書

年　月　日付けで申請のあった寿司を彩る　高岡クラフト・旅のおもてなし補助金については、寿司を彩る　高岡クラフト・旅のおもてなし補助金交付要綱第９条の規定により、次のとおり交付することに決定したので通知します。

年　　月　　日

高岡市長　　印

１　補助金の額　　金　　円

２　補助事業の目的及び内容

３　補助金の交付条件

(1)この補助金は、当該補助事業の目的以外に使用してはならない。

(2)補助事業が完了した日から起算して30日以内又は２月26日のいずれか早い日までに、寿司を彩る　高岡クラフト・旅のおもてなし補助金実績報告書（様式第８号）を提出しなければならない。

(3)この補助金交付条件に違反したときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることがある。

様式第５号（第９条関係）

高岡市指令　　第　　号

住所

氏名　　様

寿司を彩る　高岡クラフト・旅のおもてなし補助金不交付決定通知書

年　月　日付けで申請のあった寿司を彩る　高岡クラフト・旅のおもてなし補助金については、寿司を彩る　高岡クラフト・旅のおもてなし補助金交付要綱第９条の規定により、次のとおり交付しないことに決定したので通知します。

年　　月　　日

高岡市長　　印

不交付理由：

様式第６号（第 10 条関係）

年　　月　　日

高岡市長　　あて

住所

氏名又は名称及び代表者氏名

寿司を彩る　高岡クラフト・旅のおもてなし補助金変更（中止・廃止）承認申請書

年　月　日付け　　第　　号で交付決定のあった寿司を彩る　高岡クラフト・旅のおもてなし補助金について、次のとおり補助事業等を変更（中止・廃止）したいので、寿司を彩る　高岡クラフト・旅のおもてなし補助金交付要綱第 10 条の規定により申請します。

１　変更の内容

２　変更（中止・廃止）の理由

３　既交付決定額　　金　　円

４　変更後交付申請額　　金　　円

５　追加（減額）交付申請額　　金　　円

６　添付書類

(1)　変更後の購入計画書（様式第２号）
(2)　変更後の伝統工芸品該当性申請書（様式第３号）
(3)　変更後の購入する商品の見積書の写し
(4)　変更後の商品の写真又はパンフレット
(5)　その他変更箇所が分かる書類

様式第７号（第 12 条関係）

高岡市指令　　第　　号

住所

氏名　　様

寿司を彩る　高岡クラフト・旅のおもてなし補助金変更(中止・廃止)通知書

年　月　日付け　　第　　号で交付決定した寿司を彩る　高岡クラフト･旅のおもてなし補助金については、(　　年　　月　　日付け変更(中止・廃止）申請に基づき審査した結果、）次のとおり変更（中止・廃止）することを承認（決定）したので、寿司を彩る　高岡クラフト・旅のおもてなし補助金交付要綱第 12 条の規定により通知します。

年　　月　　日

高岡市長　　印

１　補助金の変更（中止・廃止）の承認内容

内　　容	変　更　前	変　更　後

２　補助金の変更（中止・廃止）の条件

様式第８号（第 14 条関係）

年　　月　　日

高岡市長　　あて

住所

氏名又は名称及び代表者氏名

寿司を彩る　高岡クラフト・旅のおもてなし補助金実績報告書

年　月　日付け　　第　　号で交付決定のあった寿司を彩る　高岡クラフト・旅のおもてなし補助金について、補助事業が完了したので、寿司を彩る高岡クラフト・旅のおもてなし補助金交付要綱第 14 条の規定により、次のとおり報告します。

１　補助事業の完了年月日　　年　　月　　日

２　補助金の交付決定額　　金　　円

３　補助対象経費の予算額　　金　　円

４　補助対象経費の実績額　　金　　円

５　添付書類

(1)　購入報告書（様式第９号）
(2)　経費内容及び支払を証する書類（請求書及び領収書等）の写し
(3)　事業実施の成果物の写真（実際に使用している写真等）
(4)　店舗内又はホームページ等で情報を周知している写真
(5)　その他

様式第９号（第 14 条関係）

購入報告書

製品名	設置場所	税抜 単価 （円）	個数	税抜 合計金額 （円）

購入合計金額　＿＿＿＿＿＿円（税抜）

様式第10号（第15条関係）

高岡市指令　　第　　号

住所

氏名　　様

寿司を彩る　高岡クラフト・旅のおもてなし補助金確定通知書

　　年　月　日付け　　第　　号で交付決定した寿司を彩る　高岡クラフト・旅のおもてなし補助金については、　　年　月　日付け実績報告に基づき審査した結果、次のとおり補助金の額を確定したので、寿司を彩る　高岡クラフト・旅のおもてなし補助金交付要綱第15条の規定により通知します。
（なお、要返納額については、　　年　　月　　日まで返還することを命じます。）

年　　月　　日

高岡市長　　印

1	補助金の確定額	金	円
2	補助金の決定通知済額	金	円
3	補助金の既交付額	金	円
4	補助金の追加交付額 （又は要返納額）	金	円

様式第 11 号（第 16 条関係）

年　　月　　日

高岡市長　　あて

住所

名称及び代表者氏名

寿司を彩る　高岡クラフト・旅のおもてなし補助金請求書

金　　円

寿司を彩る　高岡クラフト・旅のおもてなし補助金を上記のとおり請求します。
また高岡市から受ける補助金については下記口座に振込み願います。

振込先	金融機関名	銀行･信用金庫･信用組合･農協
	本・支店名	本･支店･出張所
	預金の種類	普通　　当座
	口 座 番 号	
	フ リ ガ ナ	
	口座名義人	

※添付書類　口座番号及び口座名義人の確認できる書類（通帳表紙の裏面など）の写し